

# 両立支援助成金の申請を予定されている事業主の皆様へ

ポジティブ・アクションへの取組も合わせてご検討ください！

— **ポジティブ・アクション加算**がもうけられました。 —

「ポジティブ・アクション」とは

・・・女性の能力発揮のために事業主が行う自主的・積極的取組を言います。

※同じ雇用管理区分で女性が4割に満たない場合、男性との格差を解消するために女性のみに対して行う措置は法違反ではありません。

(男女雇用機会均等法第8条)



ポジティブ・アクション普及促進  
のためのシンボルマーク「きらら」

## ポジティブ・アクション加算の要件

中小企業両立支援助成金の支給額に下記の要件を満たした場合に5万円加算されます。

**加算額：5万円(1企業あたり1回のみ)**

- ①「女性が4割に満たない」雇用管理区分において
- ②「女性の採用拡大」「女性の職域拡大」「女性の管理職登用等」について数値目標を設定し  
(※H25年4月1日以降)
- ③トップ代表者(社長等)が「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」内の「女性の活躍推進宣言コーナー」で助成金の支給申請期間の開始日の前日までに※宣言を当サイトにして  
(※宣言日=当サイトに掲載された日となります)
- ④6ヶ月以上の取組を行ったもの  
→助成金の支給申請開始日の前日から起算して1年を経過する日までに当該数値目標を達成すること。

## ポジティブ・アクション加算の対象となる中小企業両立支援助成金

(※対象はいずれも中小企業事業主)

### ○代替要員確保コース

支給対象労働者1人あたり 15万円(1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで)

### ○休業中能力アップコース

支給限度額 21万円

(1企業当たり育児・介護それぞれ5年間、1年度延べ20人まで)

### ○期間雇用者継続就業支援コース

支給額 1人目 40万円、2人目～5人目まで 15万円

(※) 期間雇用者を正社員として復職させた場合  
1人目 10万円加算  
2～5人目 5万円加算

詳しくは

- ・ [厚生労働省HP](#)、[ポジティブ・アクション情報ポータルサイト](#)
- ・ [女性の活躍推進宣言コーナー](#)

お問い合わせ先

奈良労働局 雇用均等室 Tel 0742-32-0210

## ポジティブ・アクション加算の 支給要件のイメージ

① 中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース、休業中能力アップコース、期間雇用者継続就業支援コース）の支給対象となる中小企業事業主であること。



### 事業主が行う「ポジティブ・アクション」の取り組みの概要

② 「女性の採用拡大」、「女性の職域拡大」、「女性の管理職登用等」に向けた取り組みとして、いずれかの**数値目標を設定**

③ ①の助成金の支給申請期間の開始日の前日までに「**女性の活躍推進宣言コーナー**」(\*)に、数値目標を含む宣言を掲載し、6ヶ月以上取組  
☆目標の例：女性の営業職を〇年〇月〇日までに〇人から〇人以上に増やす。

④ ①の助成金の支給申請開始日の前日から起算して1年を経過する日までに当該数値目標を達成

助成金支給

支給額加算

### <女性の活躍推進宣言コーナー掲載例>

#### \* 女性の活躍推進宣言コーナー

厚生労働省で開設している「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」のコンテンツの1つ。

女性活躍推進について、企業トップによるメッセージを掲載したもの。

(<http://www.positiveaction.jp/declaration/>)



ポジティブ・アクション普及促進  
のためのシンボルマーク「きらら」

その実現のため具体的に

- 女性活躍推進について、経営者の推進方針の表明と周知
- 女性の活躍推進について、社内の意識改善を図る
- 女性を新たな職域に配置する際に、新たに配置する女性に対し教育訓練を実施
- 女性の管理職登用に向けて、各種研修、教育機会への女性の参加を奨励

お問い合わせ先

奈良労働局 雇用均等室

〒630-8570 奈良市法蓮町 387 番地

Tel 0742-32-0210